

# 令和 2 年 第 6 回 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

<b>開催年月日</b>	令和 2 年 6 月 2 日 ( 火 )	
<b>場 所</b>	大湊村役場二階『特別会議室』	
<b>時 間</b>	午後 1 時 3 0 分 ~ 2 時 1 9 分	
<b>出席委員</b>	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
<b>出席した事務局職員</b>	薄 井 伯 征 局 長 宮 田 征 大 主 事	池 田 龍 成 主 査 武 田 聖 子 事務補助
<b>議 事 日 程</b>	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第 25 号】 農用地利用集積計画案(令和 2 年第 6 号)の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第 26 号】 農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について	

審議内容 局長	<p>只今から、令和2年第6回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p> <p>先月に引き続きコロナウイルス感染症対策として密閉・密集・密接を避けるような形で開催しますので、席の間隔をとらせていただきました。マスク着用の為発言が聞き取りにくくなると思いますので、気持ち大きな声での発言のご協力をお願い致します。</p>
会長	<p>6月に入り田植え等でお疲れの中お集まりいただきありがとうございます。村内の田植えは若干の方が植えられておりますが、ほぼ終盤となっております。天候も初めは暴風でしたが、それ以降大きなくずれもなく稲も順調に生育しているようです。新型コロナのほうも規制は解除されたものの先は長いものと思われま。皆さんにはご不便をおかけしますがよろしくお願ひ致します。</p> <p>毎回私のからの業務報告ですが、今回はありません。県の会議等も書面決議で行われており、会議は行われておりません。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p><b>【議事録署名委員】</b>  <b>5番橋本考由委員 7番高橋忠良委員</b></p>
会長	<p>議案第25号「農用地利用集積計画案(令和2年第6号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
池田主査	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業建設課の方から説明いたします。</p>
宮田主事	<p>整理番号2-200契約形態の変更により、畑1筆1,262㎡、田6筆153,315㎡、対価月額241,112円、期間令和6年12月31日までの賃貸借権設定。</p>

	<p>整理番号2-201離農により、田1筆4,931㎡、対価10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。</p> <p>整理番号2-202離農により、田3筆10,955㎡、対価10a 17,000円、期間令和5年3月9日までの賃貸借権再設定。</p> <p>整理番号2-203離農により、田3筆10,835㎡、対価10a 15,000円、期間令和7年3月9日までの賃貸借権再設定。</p> <p>整理番号2-204農地売買支援事業により、田3筆10,982㎡、対価総額7,687,400円の所有権移転。</p> <p>整理番号2-205農地売買支援事業により、田3筆10,982㎡、対価年額185,000円、期間4年間の賃貸借権設定です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
猪 股 委 員	整理番号2-200ですが、前の契約内容を教えてください。
宮 田 主 事	農地法3条の使用貸借権から基盤強化促進法の賃貸借権への変更であります。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第25号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第26号「農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。

池田主査	農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について議案書に基づいて説明。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
猪股委員	別紙様式2の農地台帳面積と管内の農地面積の違いは何ですか。
池田主査	別紙様式2の管内の農地面積は令和元年4月現在なので、昨年の活動計画に記載した面積がそのまま記載されることとなります。管内の農地面積は前ページの耕地面積が記載されることとなりますので、来年は管内の農地面積が変わります。耕地面積とは国が公表している作付面積統計の数字となりますが、国が独自の方法で調査した数字ですので農地台帳面積とは一致しないようです。
会長	他にご意見ございませんか。
猪股委員	新規参入者の定義を教えてください。
池田主査	親元就農ではなく、村内・村外の方が新たに経営体を起こして就農するということです。
局長	今は村内にはおりません。たまに村外の方から問い合わせはありますが、農地が確保できないので新規参入は今は無理な状況と伝えております。
会長	自給的農家・販売農家また主業・準主業・副業的農家や基本構想水準到達者等の定義を説明してください。
池田主査	基本構想水準到達者とは大潟村基本構想計画の構想水準を達成していて認定農業者でない方の数字です。農業参入法人とは農地所有適格法人と違い、農業収入以外の収入が多い法人が農業分野に条件付で参入している数字です。条件とは簡単に言いますと農地を荒らしている場合は解除しますということです。準主業農家とは農外所得が主で1年間に60日以上農業に従事してい



会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第26号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。